

著作権法における創作性概念は いつごろ生まれたか —英国の書籍について

弁護士 坂田 均

1 英国の著作権法の歴史を辿ってみると、書籍もしくは文学的作品等に関しては、1911年法で初めて「創作性」という用語が登場している。同法は著作物を「創作性のある文学的演劇的音楽的芸術的作品」(「original literary dramatic musical and artistic work」)と定め、著作権法上保護される作品が創作性を具備するものであることを明らかにした(同法1条1項)。1842年法では、著作物を単に「書籍」(「Book」)と定め、狭義の書籍のほか、パンフレット、活字印刷物、楽譜、地図、海図、設計図などを含めていたが、「創作性」の用語は全く使用されていなかった(同法2条)。なお、同法では、「書籍」の他、「演劇作品」(dramatic piece)および「楽曲」(musical composition)が保護されていた。

絵画、線画、写真に関しては、1862年法で、創作性の要件が登場している(「original Painting, Drawing, and Photograph」)(内容については1903年に出版されたスクラットン(Thomas Edward Scrutton)の著作権法が詳しい)。また、より古くは、1814年彫刻等に関する著作権法で「新たでかつ創作的な」(「new and original」)という用語が存在したが、この法律は矛盾が多く法規範としては機能していなかったといわれ、「創作性」という用語がどのような意味で使われたかもよく解っていない。

このような歴史からすると、「書籍」に関しては、1911年法が「創作性」を規定した最初の成文法といえることができる。1842年法では創作性を要件とせずに「書籍」が著作物として保護されたのであるが、どのような経緯をたどって創作性を要件とするようになったのであろうか。

また、1710年法(いわゆるアン法)では、著作権が著作権に基づき禁止し得る行為態様についても、「書籍」の「印刷または再印刷」(print and reprint)としていたが、1911年法ではこれを「書籍」の「複製」(copy)に拡大している。「複製」はデッドコピーを超えて、同一のまたはほぼ同一(colorable copy)の再生行為を含む概念である。1911年法では、ベルヌ

条約1908年ベルリン改正条約の締結を受けて、「翻案権」(the right to adapt a work)の規定が設けられ、翻訳、文学作品の演劇形式への変更および編曲の規定が設けられ、著作権の保護範囲が広がりを見せていた。

2 1878年にまとめられた王立著作権委員会報告書(The Report of the Royal Commissions on Copyright)¹によると、当時英国の著作権法が抱えていた問題について以下の記述がある。この報告書は1911年法の内容に大きな影響を与えている。

まず、「要約」(「abridgment」)について。当時、「要約」は、低廉な読み物の提供という観点から、奨励されるべきであるとする考え方が有力であった。同報告書は、「創作性」の概念に関して次のような指摘をしている。すなわち、「『要約』が著作権侵害になるかどうかは、当該原著作物が単にコピーされているものかどうかによるとされている。」(同報告書68番)。量と質において十分「要約」と評価できる場合は著作権侵害にはならないという立場である。同報告書は、続けて、「『要約』をそのような枠組みでとらえることによって著作権侵害は回避できるが、他方で、その結果、著作者の創作的作品市場を害することになり、著作者は傷つけられる。」と問題点を指摘している。

次に、「小説の演劇化」(dramatization of novels)を見ていく。同報告書は、「小説の演劇化」を既存の小説から内容を抜き取り、それを上演目的で改変することであると定義している。「小説の演劇化」では、小説のストーリーは変更なしに維持されることが一般的であるが、ときにはある部分や一節が加えられることもある。演技(play)自体は創作的である。プロットは演劇の基本部分として小説から取られるが、セリフは創作的である(同報告書76番)。「小説の演劇化」は、小説家に金銭的損失をもたらすとし、著作者は、「創造から導き出し得たもの」(derive from his own creation)については、完全な利益を得る資格があるとすべきであると結論づけている(同報告書78番)。

このように、1878年当時、「要約」や「小説の演劇化」の表現形式の登場によって、「書籍」の再利用の機会が多様化したことから、「書籍」の著作者を保護するためには、より実質的な基準が求められ、そのために創作性の概念が必要であったということがいえる。

1710年法では「書籍」の保護は、自然法やジョン・ロックの著作者の保護の思想に根拠をおいて認識されたものであった。「書籍」が著作者の成果物として保護される理由は、ジョン・ロックの考えによれば、著作者の精神的労働の成果であるからであり、その成果は、とりもなおさず、模倣や既存の著作物の利用ではなく、創作的なものでなければならないということになる。ちなみに、現在の英国著作権法における「創作性」は、「労働、技能、または知識の成果」と理解されている（日本の著作権法では、「創作性」は「個性の発揮」と理解されている。）。

3 では、この創作性の概念がどのようにして形成したかを、裁判例を通して見ていくことにする。

まず、Sayer v. Moore事件 [1785年]²を見てみよう。同事件は、被告が原告の海図をコピーしたものであるが、被告は原告の海図の誤り（水深、緯度、経度）を訂正していた。マンズフィールド裁判官は、被告が原告の海図の大部分を印刷（print）したとしても、既存の海図の誤りを訂正したものであれば、なにがしかの貢献をしているとして、著作権侵害を否定した。同裁判官は、一方で「社会は、人の創意工夫や創作的労働に対する報酬を奪い取ってはならない。」との自然法的思想を確認しながら、他方で、「改良と芸術の発展を妨げてはならない」との考えに基づき、重要なのは他人の著作物を「どれだけ利用したか」ではなく、「どのような貢献を加えたか」を重視する考えを示した。他人の著作物の利用があったとしても、誤りの訂正等新たな貢献が加えられていれば侵害とすべきではないということである。彼には、著作者の保護の視点は弱かったといえる。

次に、Longman v Winchester事件 [1809年]³を見てみよう。これはカレンダーのコピーが問題になった事件である。原告のロンドン・カレンダーは12か月分の暦で構成され、公現祭、国王の誕生日、旧クリスマス祭等の記念日欄、日の出日の入りの記載欄、月の満ち欠け欄、天気予報と風向き欄、ワイン用ブドウの植樹時期、各時期に蒔くのが適切な種欄などで構成されていた。被告のカレンダーは、原告のカレンダーの大部分をコピーしていたが、同時に、かなりの数の訂正や追加の記載を加えていた。エルドン裁判官は、「被告の行為が公正な創作的労働であればよいが、他人の創作的作品の単なるコピー（a mere copy of an original work）であれば、

裁判所は（侵害として）干渉することになる。」との判断を示した。エルドン裁判官の判断は、マンズフィールド裁判官の判断とは違い、何を加えたかではなく、他人の作品の無断利用を直視したものである。さらに重要なことは、その保護対象が「書籍」という形式的なものではなく、「創作性」のある部分であることを明らかにした点である。この意味でエルドン裁判官の判断は画期的なものであった。

さらに、音楽に関しては「レストーク」という楽曲のオペラへの編曲に関する事件（D'Almaine v Boosey事件 [1835年]⁴）が興味深い。裁判所は、「発明の実体的部分」（the meritorious part of the invention）を取り込んでいるときは侵害になるとの判断を下している。「発明」という用語使いには問題があるとしても、保護範囲を「楽譜」という形式的なものではなく実質的なものととらえたところにこの判断の価値が認められる。

4 このように、19世紀の英国では、書籍の要約、小説の演劇化、その他の他人の作品の利用に伴う著作権法上の紛争が生じ、著作者の利益と社会の利益を調整する必要があった。当時の立法者や実務家は、著作者の精神的労働の所産である場合にのみ著作権保護を与えることでこの課題を克服したのである。著作者の創作活動に先行して存在した既存部分と著作者の創作部分とを区別し、後者にのみ著作権の保護を与えようとしたのである。

印刷技術が今日ほど進んでいない時代においては無断の「印刷」のみを禁止しておればよかったが、写真などの再生技術の発展とともに、禁止の範囲を「コピー」に広げ、さらに、それを「翻訳」や「演劇化」にまで広げていくことになった。著作者に保護を与えるべき部分を抽出するためには、著作者の精神的労働の所産としての「創作性」の概念が有効であったといえる。

マンズフィールド裁判官は、著作者の精神的所産の保護よりも、社会における学術や文芸の発展を重視し、既存の著作物の利用であっても何らかの貢献があればその利用は尊重されるべき立場であった。他方で、エルドン裁判官は、他人の創作的作品のコピーは許さず、著作者の精神的所産を無断で利用したものは侵害者となるとの立場に立った。同裁判官は社会の利益よりも、著作者の利益を重視し、著作者の精神的労働の対価は確保されるべきであるとの立場に立ったものである。両者の立場は著作権に関

し異なる思想に立つものであったが、マンスフィールド裁判官の思想はその後24年の年月を経て少数派に転じ、もはや力をもちえない状況になった⁵。

5 現代のSNSの時代においても、両裁判官と同様の思想的対立が存在する。社会の利益を優先する人達と、著作者の利益を守ろうとする人達の戦いである。ここで著作者の利益という場合、第一に、著作物の利用を許諾する利益と、第二に、利用の対価を受領する経済的利益を挙げることができるが、社会の利益を優先しようとする場合、第一の利益を単なる経済的利益とみるべきか、あるいは人格的利益に関わる要素を含むものであるかを、歴史を辿りながら慎重に見極めていかなければならない。仮に、人格的利益を含むものであるということならば、より厳格な基準によって社会的利益と調整されなければならないからである。著作者の利益を優先させたエルドン裁判官の思想は、自然法やジョン・ロックの労働価値論に由来するものであったが、それらが人格的利益とどの様に関わっていたのか、よく検証されなければならない。

- 1 王立著作権委員会報告書(The Report of the Royal Commissions on Copyright) (1878)
- 2 Sayer v. Moore [1785] 1 East 361n, 102 Eng.Rep.139n. (K.B.1785, 16-18)
- 3 Longman v Winchester [1809] 16VES,Jun.269, 33 Eng.Rep.987, Nov.23rd. 1809
- 4 D'Almaine v Boosey事件 [1835] , 1 Y & C Ex288, 160 Eng. Rep.117,8,20-21,31
- 5 Benjamin Kaplan, Unhurried View of Copyright, 19pp